

地域子ども家庭アドボケイト養成講座

地域子どもアドボケイト養成講座の趣旨

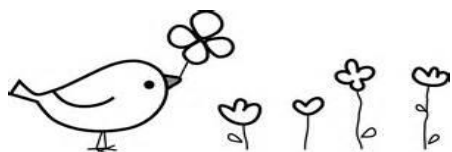
大阪府は、いじめ、児童虐待、不登校など子どもの人権侵害にかかわる問題の発生率が全国の自治体の中でもトップレベルであることが報じられる。子ども情報研究センターの子ども家庭相談室では、人権侵害を受けていても誰にも話せないという子どもたちから多くの相談が寄せられ、報道されているよりも多くの子どもたちがひとりで問題を抱え込んでいると感じている。このような子どもたちは、「親には心配をかけたくない」、「先生や友達に相談すると逃げ口をしたとして、自分がさらなるいじめを受けるかもしれない」、または「学校に相談したとしても先生が多忙であったり、学校の隠蔽体質等によってきちんと対応してくれない」と思っている。これは学校だけではなく、福祉施設内のいじめ・虐待の問題でも生じている。親や先生、友達は相談しやすい一方で、彼らから人権侵害を受ける時には相談できなくなってしまうという事情がある。

一昔前は、もう一つの「地域」という関係性があった。いつも気にかけて、声をかけてくれる大阪特有のやさしいおっちゃん、おばちゃんたちとの関係である。暗い表情をしていたら、話を聞いてくれ、解決に力をかしてくれた。しかし、特に都市化に伴い、つながりがますます希薄化してきた。そこで、私たちは、地域の市民だからできる子どもと家庭の権利擁護活動を、1977 年来行ってきた。電話相談など顔の見えない活動だけではなく、対面型の子ども・家庭の権利擁護活動を新たにやりたいと、90 年代より、カナダやイギリスの市民による権利擁護活動に学んで活動を行ってきた。しかし地域全体を見渡すと、いまだ市民による活動は諸外国に比べて少なく、市民だからこそできる権利擁護の専門性をもつ人材も少ない。そのため、市民によるアドボカシー活動を促進するためにこの講座を行おうと考えた。

また、私たちは 2011 年 10 月にイギリスの子どもアドボカシー研究の第 1 人者ジェーン・ダリンプルさん、実践の第 1 人者ヒラリー・ホーランさんを招聘して、『子どもアドボカシー実践講座』を開催した。2013 年 3 月にはこの講座の内容を中心に、実践事例等を開発して、『子どもアドボカシー実践講座』（堀正嗣・子ども情報研究センター編著、解放出版社刊）を出版した。さらに、子ども情報研究センター会員でもある研究者の科研費が採択され、「福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究——ICAS 提供モデルの構築」が行われ、子ども情報研究センターも研究協力団体として参画した。こうした中で出会った児童養護施設・障害児施設で暮らす子どもたちへの市民アドボカシーを行いたいと考えるようになった。それに向けて、独立アドボケイトとして施設において実践を行うことができる知識・技術を持った市民を養成することも本講座の目的である。

（執筆：堀正嗣）

講座カリキュラム



	開催日時		講座名	講師
1	2016年 7/30	10時 ～12時	【基礎】 子どもアドボケイトの目的と原理	堀正嗣 (熊本学園大学)
2	(土)	13時 ～15時	【基礎】 子ども中心のアドボカシーとは：イギリスから学ぶ	奥田陸子 (子どもの未来研究会)
3	8/28	10時 ～12時	【基礎】 子どもの意見表明権とアドボケイトの役割	栄留里美 (鹿児島国際大学)
4	(日)	13時 ～15時	【基礎】 病院・施設での障害児者へのアドボケイトの実際	吉池毅志 (大阪人間科学大学)
5	9/12	10時 ～12時	【福祉】 児童福祉とアドボケイトの役割	農野寛治 (大阪大谷大学)
6	(月)	13時 ～15時	【性】 子どものセクシュアルヘルス・ライツと アドボケイトの役割	久佐賀眞理 (長崎県立大学)
7	2017年 2/18	10時 ～12時	【障害】 障害児の権利とアドボケイトの役割	鳥海直美 (四天王寺大学)
8	(土)	13時 ～15時	【発展】 子どもの参加とアドボカシー：イギリスと日本	津崎哲雄 (京都府立大学名誉教授)
9		10時 ～12時	【実践】 子どもの福祉と実践技法 ——個別面接・守秘・スーパービジョン等	農野寛治・久佐賀眞理・ 栄留里美
10	3/25 (土)	13時 ～15時	【実践】 障害児への実践技法 ——個別面接・守秘・スーパービジョン等	鳥海直美・吉池毅志・ 堀正嗣
11		15時 30分 ～18時	【実践】 アドボケイト派遣をどのように行うか (プロジェクト会議⑥と合同)	堀正嗣・農野寛治・ 久佐賀眞理・栄留里美・ 鳥海直美・吉池毅志

各講座の概要

1 【基礎】

2016年7月30日（土）10:00～12:00

子どもアドボケイトの目的と原理

講師：堀 正嗣
（熊本学園大学）

最初に地域子どもアドボケイト養成講座の目的と内容について報告した後、子どもアドボカシーとの出会い、さまざまなアドボカシー、質疑応答の順に進行した。

「子どもアドボカシーとの出会い」では、日本における障害者の自立生活運動においてセルフアドボカシーが力強く展開されてきたことに影響を受け、子どもの分野においても子ども中心のアドボカシーが重要であることを認識させられたこと、またピープルファースト・大阪精神医療人権センターのセルフアドボカシー活動からも大きな刺激を受けたことを話した。次に、1997年度に子ども情報研究センターはカナダオンタリオ州子ども家庭アドボカシー事務所所長のジュディ・フィンレイさんを招聘し、聴いてもらう権利・エンパワメント・子どもの言葉を100%信じること等の重要性を学んだことを話した。第3に主として民間団体が福祉サービスを利用している子どもや障害児に対して独立した第三者の立場からアドボカシーを行っているイギリスの実践から学んだことを話した。

「さまざまなアドボカシー」では、インフォーマルアドボカシー、フォーマルアドボカシー、ピアアドボカシー、独立／専門アドボカシーの4つが組み合わさって進んでいくとするウェールズの「ジグソーアドボカシー」の考え方を説明した。また、会議のアドボカシー、施設訪問アドボカシー、すべての子どもたちの意見表明を支援するアドボカシー、の3つの大きな形態に分かれることを話した。さらに一人の子どもの意見表明支援や権利擁護を行うケースアドボカシーと法律や制度などに働きかけるシステムアドボカシーというマイクロ・マクロのアドボカシーがあることを指摘した。

質疑応答の中では、子どもの参加と意見表明を促し、エンパワメントを支援することと、子どもの守られる権利・育つ権利を保障することをどのように両立させるかなど原理的な問題が話し合われた。

（執筆者：堀正嗣）

子どもアドボカシーとは : イギリスから学ぶ

講師：奥田陸子
(NPO 法人子ども&まちネット)

最初に自己紹介として、自分の育った環境のせいで自己肯定感の低い内向的な性格の子どもであったこと；フランスに留学する機会があって、ヨーロッパでは自分の意見を口に出して言わない人間はその場にいないのも同じことであると教わり、自分を変える努力をした体験を話した。帰国後自分が子どもを育てる立場になってみて、子どもを育てる仕事は親だけではなく地域力が大事なことに気が付き、子どもの育つ地域づくりの活動に取り組んだ。子どもの遊び場づくり活動を通して子どもの遊ぶ権利のための国際協会（IPA）の日本支部代表となり、世界各地を訪れて海外の子どもの育つ環境とその改善に取り組む人々の活動を学んだが、なかでもイギリスから学ぶことが多かった。イギリスでは遊ぶ権利だけではなく、「子どもの意見を聴く」ことを、国をあげて取り組んでいることを知り、英国子どもコミッショナーの発祥から現在までの活動を丹念に調べてきた。

子どもの権利に関する英国子どもコミッショナーの社会的立ち場は、英国政府よりも権限が強い。そのコミッショナーが活動のアドバイザーグループとして委嘱しているのは、なんと全国から公募した30人ほどの子どものグループであること、そういう子どもたちと大人が力を合わせて、イギリスの子ども政策の一部始終を見直していることを紹介した。その子どもたちが調査した2015年の調査報告書「英国の現状：報告1 養護児童とケアリーヴァーの調査」を紹介した。この報告書で、子どもから見た英国の擁護児童、ケアリーヴァーたちの生の声がよくわかる。それを通して英国では施設や施策の改善を図ろうとしていることが受講生に伝わったと思う。英国では社会的養護を受ける子ども、障害のある子どもには必ずアドボケイトを付けることを法律で規定している。その実施状況もまだ不十分であることも明かされており、いまでもそのための努力が続いていることも話した。

(執筆者：奥田陸子)

子どもの意見表明権とアドボケイトの役割

講師：栄留里美
(鹿児島国際大学)

本講座では、アドボカシーと子どもの「意見表明権」の接点、意見表明権を保障する意義、イギリスのアドボカシーサービスとその原則について講義し、受講生と共に議論を深めることができた。アドボカシーとは社会的弱者のために「声を上げる」という意味であるが、それは時にアドボカシーが本人の思いとは異なる「パターンリズム」を生じさせてしまう。したがって、アドボカシーはセルフアドボカシー、すなわち本人の思いが中心となることが求められている。

子どものアドボカシーもまた、国連子どもの権利条約12条意見表明権を実現するためのセルフアドボカシーの支援という意味で捉えるべきである。2016年改正児童福祉法では、「児童の権利条約」の精神にのっとり、「意見が尊重」されることが規定された。12条を具現化するために、このアドボケイトの存在が必要とされると考える。

イギリスでは、この意見表明権を根拠とし、また国内法にもアドボカシーサービスの提供が地方自治体に義務付けられている(Adoption and Children Act 2002,119)。とりわけ、社会的養護や障害のある子どもたちを対象とし、福祉サービスに対して苦情や意見がある際に独立した立場でアドボカシーを行う。講座では、アドボカシーサービス提供のための全国基準10基準を説明し、理念を共有することができた。

受講生からは、アドボケイトの守秘・「最善の利益をとらない=子どもの側に立つ」という原則について、「おとな」として責任を持つためにも子どもの秘密を保持できないこともあるのではないかと、子どもの側に立つことの困難性が議論された。

今後、アドボケイトの派遣を行う際は、日本でどのように実施していくのか具体的な議論を子どもたち、事業者(施設職員等)、アドボケイト、研究者で行っていく必要があることを改めて感じた。

(執筆者：栄留里美)

病院・施設での障害児者へのアドボケイトの実際

——精神科病院への市民活動から学ぶ

講師：吉池毅志
(大阪人間科学大学)

本講座では、病院・施設での障害児者へのアドボケイトの実際として、精神科病院でのアドボカシー活動に焦点を当てて講義し、受講生と議論を深めた。講話者は精神科病院でのソーシャルワーカー経験と、権利擁護NPOでのアドボケイトの経験があり、実践活動の意義と課題について情報提供した。

はじめに、アドボケイトが不可欠とされる背景として、これまで病院内で発生してきた人権侵害の歴史的経緯に目を向けた。病院内の人権問題はこれまでも多くの患者・家族が訴え、また国際機関や医療関係者・研究者からも指摘されており、重大な事例については報道もなされてきた。その背景には、日本独自の民間医療中心・閉鎖処遇中心・強制医療中心の特殊な医療状況があることを解説した。

次に、大阪にある権利擁護NPO団体の権利擁護活動に触れ、院外の市民が病院を訪問し、入院患者からの聴き取りを元に、療養上の安心感や不快感などに着目して医療者と対話することが、閉鎖組織内に気づきをもたらし、変化のきっかけづくりになることに触れた。

活動の課題としては、このような取り組みはまだ特定の地域にしか存在しないことや、予防的な活動とするには、定期滞在型の訪問活動が求められていることを指摘した。

受講者との対話では、院内で対面する患者との出会い方も重要で、個室で向かい合って聞き取るような形態ではなく、廊下でしゃがみ合って対話するような、心理的障壁を最小化する工夫の大切さを共有し、子ども領域でアドボケイトを派遣する際、応用できる点について議論した。

(執筆者：吉池毅志)

児童福祉とアドボカシーの役割

講師：農野寛治
（大阪大谷大学）

本講座では、まずわが国の子どもの福祉理念が、どのように変わってきたのかを理解してもらうこと、特に社会的養護領域において子どもの存在が保護的なものから、権利の主体として捉えられるに従って、理念と諸制度が大きく変わりつつあることを説明し、受講者に「子どもの権利」の基本的な考え方を近現代（昭和30年代以降）の社会的養護の歴史的変遷を踏まえて認識してもらった。

次に、社会的養護の領域において、子どもの声を聞くと言うことの意味を理解してもらうために、社会的養護関係の施設で生活している子どもたちの声とは、どのようなものなのかを具体的に例示し、さらに被虐待児童の気持ちや施設における重大な権利侵害事例の中で、自分の思いを言語化する体験を積むことの必要性について講義した。さらにこれらのことをより体験的に理解できるように、自分を表現する力は、どのように身に付けてきたか、モデルは誰であったのかを受講生に考えてもらい話し合うなどをした。

最後に施設の小規模化が図られていく中で、どのようなアドボカシーの役割があるのかを解説した。この報告会の中で、受講生からの質問として、なぜ施設で生活する子どもたちだけなのか、今思いを聴かれる必要のある子どもは社会に散見されているという意見があった。これは、子どもが社会的養護のもとにおかれるということは、国や地方自治体の責任において行政処分（措置）に付されるということであり、親権も制限される場合もあることを考えると、何よりも当事者である子どもの意見を聴取する手厚いサービスが必要であるということであるが、一般の人たちにとっては、施設入所のイメージが変わるものであったのではないか。このように本講座では、施設で生活する子どもたちについて受講生と深い議論ができた。

（執筆者：農野寛治）

子どものセクシュアルヘルス・ライツとアドボケイトの役割

講師：久佐賀眞理
（長崎県立大学）

内容は、1. 私の性一性がつくられる過程、2. 関係の性、3. 対応の3部構成だった。

性の多様性が生まれる背景は、「内外の性器」が作られる妊娠初期、「脳」が作られる出生直後、「男・女らしさ」が作られる幼児期と、内的・外的環境の影響を受けることにある。よって性は二分できず、一人として同じ性を持つ者はいない。しかし、性は生まれた時にすでに決まっていると思われている。そのため性に違和感を持つ人は、叫ばないと理解してもらえず、そのことで差別を受ける。性は**自己の意志と選択によって形成されるという自己決定権**、外界からの有害な影響（環境汚染・虐待等）を受けやすい事から、**暴力から守るという安全保障の考え方**が必要である。

関係の性は、人生を通して形成される。10代の妊娠が減少している背景には、他者と関係を結べない若者が増えていることでもあるのではないかと。ユネスコの包括的性教育ガイダンス（2009）は、5～18歳まで段階的に教育し、内容も①人間関係、②価値観・態度・スキル、③文化・社会・人権、④人間の発達、⑤性行動、⑥性と生殖の健康等が含まれているが、このような体系だった性教育が我が国はない。子どもたちは内在する寂しさ、承認欲求、あこがれの家庭を求めて他者との関係を結び、妊娠・出産する。それは危険なことではあるが、手厚い支援体制があれば人生を再構築していく最大のチャンスではないだろうか。

性的虐待の特徴は、①発見の難しさ、②進行する、③加害者は生活圏域内の人とは限らない（SNSの発達）がある。性の相談を受ける時は、一般的な聞き方とは異なって「誰にも言わないという約束はしない」、「内容を言い替えて確認しない」（証言の立証性を損なう可能性）、「チーム対応が基本」等があり、一人で抱え込まないことが大原則である。

（執筆者：久佐賀眞理）

障害児の権利とアドボケイトの役割

講師：鳥海直美
（四天王寺大学）

講座の前半に、障害児者の権利について講義を提供し、後半には障害当事者である4名の受講者によって「子どもの頃に思いが聴かれなかった経験」というテーマでリレートークが行なわれた。後半のリレートークを設けたのは、障害児のアドボカシーにおけるピアアドボケイトの役割の重要性を鑑みたときに、養成段階で受講者が障害当事者の思いを聴く機会をもつこと、講座運営における障害当事者と協働することを意図した。本稿では前半の講義部分のみの概要を述べる。

障害児の意思がおとなにすり替えられていく局面として、①介助行為による身体や意思への介入、②医療モデルにおける障害の除去や軽減への駆り立て、③障害児者に対する強制的な不妊手術の歴史を取り上げた。それらに向き合う際に、障害者運動における自立観、障害の社会モデル、社会規範に内在化された優生思想への対抗という視座がアドボケイトに求められる。

障害者権利条約第12条「法の前に等しく認められる権利」に依って、成年後見人制度に取って代わる意思決定支援制度の開発が要請されているところであるが、人の同一性を尊重する視点から、障害者の意思決定支援と障害児の意見表明支援は分かち難く、両者の連続性を見据えることもアドボケイトには必要である。アドボケイトの仮説的役割として、①権利を学ぶ機会の提供、②思いが聴かれる機会の提供、③支援計画作成過程への本人の参加に向けた支援、④権利擁護にかかわるモニタリングが考えられる。これらについては、施設訪問アドボカシーの試行的実践によって検証することが待たれている。

本講座開講直前の2016年7月26日に相模原障害者殺傷事件が起こった。入所施設で暮らす障害児者の思いを聴く機会をほとんど持ち得ていなかった自分自身に愕然とした。将来的にはアドボケイト養成講座の幾らかの時間が、受講者が暮らす社会で起こった事件と、受講者自身のつながりを考える時間に傾けられることは、それぞれの立場からアドボカシーの価値を紡ぎ出すという点で意義があるに違いない。

（執筆者：鳥海直美）

子どもの参加とアドボカシー：英国と日本

講師：津崎哲雄先生
（京都府立大学名誉教授）

津崎先生は英国の社会的当事者の参加研究で著名な方である。今回、津崎先生より英国の社会参加・意見表明運動とアドボカシー活動との関係、日本の「社会的養護当事者意見表明活動の失敗」から見る日本のアドボカシー活動への示唆を語って頂いた。

英国と比較して、日本でアドボカシーサービスを実現していくためには、いくつかのハードルがあることが改めて認識された。まず、英国では1976年養護児童の声会議等、当事者中心の活動の重要性を政府も認め、それによって当事者の声を大切にす政策が打ち出されていった。さらに、英国にはアドボカシーサービス以外にも第三者の外部団体（OFSTED等）が独立性、中立性を担保するために社会的養護のシステムに多く組み込まれているという背景がある。そして、根本的には日本の社会的養護の在り方そのものも、里親中心の英国とは異なっている。

このような日本とは歴史的にも、構造的にも異なる状況の中で、英国のアドボカシーサービスが日本で確立するか不安であると述べられた。例えば、日本に輸入された「ソーシャルワーク」ですら定着せず未発展であるように、アドボカシーの定着も難しいのではないかとということである。

アドボカシーの具現化のためには、子どもの人権を保障しようとする行政職員やリーダーたちと連携し、行政のバックグラウンドを得ることが必要ではないかとご教示くださった。

私たちは日本の社会的養護の歴史・構造を認識し、アドボカシーが誰のためにあるのか、「ぶれない」アドボカシーの実現をめざさなければならないと強く感じたところである。

貴重なご講話をしてくださった津崎先生に深く感謝申し上げます。

（執筆者：栄留里美）



受講者の声

鳥海さんに、講座へのお誘いをいただき、最初は話が難しく、ついていけるか不安になりながらの受講でした。それでも、その場でいることで、何か一つでも吸収できたらと思い、毎回参加していました。中でも、私の仕事とも少し関係のある、精神科病棟のお話や、最後の講座での施設の現状など、実際の現場での詳しいお話をお聞きすることができ、仕事にも役立つなと思いました。

特に、平和寮入所者の障害の状況は、最近の視覚支援学校でも同じようなことがおきていると聞いたばかりなので、いろいろ考えさせられました。

私たちが障害当事者の立場で話をする機会をいただけたことは、とてもありがたかったです。もう少し参加者と意見交換ができたらなおよかったと思います。

今後、私がどのような関わり方をしていくのかは分かりませんが、この講座で出会えた皆様に、いろいろ情報提供やご指導をいただければと思っています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(山田ひろみ)

本講座に参加する前、簡単に調べた「アドボケイト」という言葉を1日という短い間であったが、深めることができた。アドボケイトについて考える際、「エンパワメント」、「子ども目線」という言葉は欠かせないということを学んだ。

一般的に言われる、「エンパワメント」とはスポーツなどの場面では内なる力といった解釈であるが、右の場合、本来持っている個々人の個々らしさのことをいう。それは、アイデンティティにも近いが、それ以上に差別された状況から脱却した状態での「自分らしさ」を見つけるためのものといえよう。

「子ども目線」とは、子どもと寄り添うことではなく、向き合うことではないかと考える。この場合、寄り添うというのは、子どもと関わる大人が大人として子どものためにどうあるべきか考えることでないかと考える。しかしながら、向き合うとは、大人は大人としてではなく一人の人として一人の人(子ども)のことを想うことだと考える。

そのような考えに基づく、アドボケイトを来年度から始めるにあたり、具体的なプロセス、リスクヘッジ、長いスパンでのプランを柔軟性をもたせつつもスピードをもたせた状態でどう進めていくかが今後の大きな課題ではないか、と感じた。できれば今後も、この子どもがスピークアウトしやすいプログラムを全国的に広げられるよう追力していきたいと思う。

(森田香陽)

子どもアドボケイト養成講座を受講し、子どもと共に時間を過ごす者として「何かをしてあげようとするのではなく、一緒に考える」ということを大切にしたい、と改めて感じました。講座で生じた疑問点や、自分の固定観念に向き合う時、資料の中での子どものことばや施設現場の職員の方の声、参加者であり当事者の方々の生の声に、気づき、整理をさせてもらうという繰り返しだったように思います。

その中で、子どもアドボカシーの仕組み自体を子どもたちと一緒に皆で作り上げていく、という思いを共有しておくことが重要だと強く感じました。(檜谷祐里)

養成講座、ありがとうございました。たいへん学びと出会いの多い講座でした。

私はふだん、保育に関わり、保護者や保育者からの相談を頂いている立場です。

地域子どもアドボケイトが目指すメインの役割は、施設で生活援助を受ける子どもたちの権利擁護、代弁者となることであると思われませんが、その周辺領域にいる私にとってもたいへん意義深い取り組みであることを考えさせられました。

子どもの権利について話題にすると、「難しそうな話」という抵抗を感じることがあります。それは大人の側が一人ひとりの個別の存在として、尊重し、認め合うという文化が育っていないためではないかと考えます。

地域子どもアドボケイトの取り組みは、一人ひとりの子どもに向き合う大人の存在を子どもたちに示すことによって、社会に生きるすべての人たちがそれぞれのあり方を大切にされる文化を醸成していくことに繋がるものだと考えます。

この取り組みに期待するとともに、保育分野や障害者、高齢者分野にも影響を広げられるように私も微力ながらできることを模索したいと思います。

半年間の素晴らしい学びをありがとうございました。 迫 共(さこともや)

講座では、講師の方々から、関連する様々な事例や実態を交えながら学ぶことができ、また障害当事者の方々によるお話も聞くこととなり、見識を広めることができました。

そして私にとって最大の収穫は、受講を重ねる中で自身の幼少期を振り返ることができたことです。初めのうちは、30年近く前のことを思い起こそうとしてもなかなか思い出せなかったのですが、当時の自分にとって唯一の社会である学校で、周囲から認められることがほとんどなく、むしろ見下される対象となるが多かったこと、それが今の自分の中であまりにも大きいことに気づきました。

そんな私が、子どもアドボケイターとして何をどこまでできるのか、不安は事欠かないところですが、子ども達に「もし何か言いたくなったら、何でもいつでも聞いてくれる人がいる」と思ってもらえるようになれば、とても素晴らしいことだと確信していますので、できるだけ活動の機会を大切にしたい所存です。

大変貴重な学びの機会をいただき、本当にありがとうございました。(山田智明)

私が地域子どもアドボケイト養成講座を受講しようと考えた理由は「施設の子供の意見が職員に聞かれない現状」を知ったからである。私は幼稚園の頃から高校まで大阪府の視覚支援学校に通っていた。視覚支援学校は目の見えない児童、生徒に対して良い支援をしているように見えるが、一方で意見を聞いてもらえない事が在ったり、学習する権利を奪われたりしている事も多かった。そして視覚支援学校には寮や施設に入っている生徒も多く、そのような生徒たちは寮や施設の職員の偏見から自由を奪われている事もあった。私はそのような状態になっている多くの後輩から相談を受けているうちに、意見を聞いてもらえない子供たちを支援する方法は無いだろうかと考えるようになった。大学の先生にその事を相談した結果、この養成講座を紹介して頂き受講することにした。

この養成講座では施設の職員や多くの研究者の方々の講義を聞いたが、何よりも印象に残っているのは子供の意見が聞かれない事例を皆様と共有できたことである。わたしは学習する権利を奪われる事例を持ち込んだが、普通校での体育の授業で視覚障害者が他の子供たちにいじめられる事例など、様々な事例を聞いた事が特に勉強になった。ちなみに私はこの授業の事例を考えて居る時に、自分はかなり幸せな人間だと言う事が分かった。

私は福祉の勉強をし始めて二年であり、まだ知識も乏しい。実力では研究者の方々や児童相談所で働いた経験が在る人たちに見劣りするだろう。しかし支援学校での障害時からの相談に応じた経験や今回の養成講座での学びを活かしてアドボケイトの活動も頑張っていきたいと思う。そしてアドボケイトの効果で施設でも子供の意見が反映されていくようになれば良いと思う。

(四天王寺大学、人間福祉学科二年、上村龍夏)

子ども時代にアドボカシーされる権利を保障されていたら、どんなに安心して子ども時代を過ごせたでしょう。おとなに通じる言葉を持たない子どもであっても、まずは「聴かれる権利」の保障が大切だと思いました。障害児への関わりを通じて、さらに現状が理解できました。地域や教育現場で、小さい声はそのまま聞き流されてしまいます。それは、子どもだけでなく、立場の弱いものも同じだと、社会の仕組みそのものの不備を感じます。子どもの周囲のおとなこそ、アドボカシーを学び、次の世代に適切にかかわってほしいと思います。アドボカシーとは特別な技術ではなく、子どもや当事者と向き合う姿勢だと学びました。

(今橋千秋)

「日々の活動のなかで、おとなに、子どもの気持ちを伝えて、一緒に考えてもらうことは、とても難しいと感じていました。

そんなときに、この講座を受けて、アドボケイトの事業に関わらせてもらえることに、不安もありますが、やっていきたいと思います。」

(内山洋子)

実にたくさんのことを学びました。今後、派遣の試行をしていく中で、知識を実践に変え、さらに本格的な実行へと繋いでいかなければなりません。イギリスの実践をモデルにして進めていくことにはなりますが、アドボケイト自体が日本にまだ浸透していないこともあり、日本で理解されやすい形に変えていくことが必要になるかもしれません。いずれにしても話し手が主人公で、私たちは意見形成支援ということ意識して、決して押すでもなく引くでもなく、エンパワメントな関わりを第一に活動していきたいと思いました。

(橋本 暢子)

地域子ども家庭アドボケイト養成講座を終えて



私の所属する子ども家庭相談室は、人権侵害を受けた子どもの声を聴く相談機関として、10年にわたり子どもの権利救済に関わっています。

今回の養成講座は、施設訪問アドボカシーの施行事業内で派遣する子どもアドボケイトの養成と、市民アドボカシー活動の研究を目的として、実施されました。各講座、担当講師のそれぞれの専門分野からの講義の後、約20人でディスカッションをかわす時間を持ち、そのことによって、講義の内容が深まっていき、子どもの権利や力に気づかされる瞬間に魅力を感じました。

子ども家庭相談室が取り組んできた学校における子どもの権利擁護にも同じようにアドボケイトの存在が必要と思われませんが、学校のシステムや保護者の思いにどう働きかけても、子どもの声がかき消されてしまう事例を重ねるばかりでなかなかよい方法が見つからないのが現状です。「子どもの声を聴く」とは、どういうことなのか、あまりにも子どもの力を信じていなくて、子どもの声を小さくしてしまっている社会に気づかされながら、勇気をもって、子どもアドボケイトとしての一歩を踏みださなければ、と思い、この講座を終えました。

(奥村仁美)